

随意契約理由書

1 業 務 名	2024年度新卒採用サイト作成業務
2 業 者 名	TOPPAN株式会社
3. 随意契約理由	<p>本業務は、当社ホームページの新卒採用にかかる特設サイト（以下「採用サイト」という。）のコンテンツ作成及びページ構成の再編を行うものである。</p> <p>新卒採用に関する情報は、マイナビ（株式会社マイナビが提供する就職情報サイト）を介して当社の概要を学生に紹介しているが、マイナビは学生が「当社の存在」を知るといふ一翼を担うものであり、詳細な仕事内容等までは提供していない。そのため、当社に興味をもった学生は、採用サイトにアクセスすると考えられる。採用サイトにおいては、学生の動機付けができるよう、事業内容や社員のキャリアパス、福利厚生等の情報提供に加え、採用にかかるインターンシップ、会社説明会等の各種イベントの最新情報を随時更新して掲載していることから、採用サイトを正確かつ迅速に更新等するためには、当社ホームページのCMS（コンテンツ・マネジメント・システム）と一体的に構築することが不可欠である。</p> <p>このためには、当社ホームページのシステムを構築する者が採用サイトのコンテンツ作成及びページ構成の再編を行い、システムの一貫性を保たなければ、以後の改修等の際に支障をきたす可能性があるだけでなく、プログラム等に不整合・不具合が発生した際に迅速な対応ができず、重大なリスクを招く恐れや、契約不適合責任が不明確になる恐れがある。また、当社ホームページと一体的にCMSの構築を行わない場合、当社が意図する期間内に最新の情報の更新等ができなくなる恐れがある。</p> <p>当社ホームページのリニューアルについては、TOPPAN株式会社が「阪神高速道路株式会社ホームページリニューアル業務」を受注してシステムを一貫して構築しているところである。</p> <p>よって、TOPPAN株式会社が採用サイトを作成できる唯一のものであると史料されるため、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により、随意契約するものである。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	